

札幌市（発注者）による事業実施状況の監視（モニタリング）

市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業（以下「本事業」という。）において、札幌市（以下「本市」という。）が行う事業実施状況の監視（モニタリング）について、以下のとおり示す。

1. モニタリングの基本的考え方

以下では、事業者が行うモニタリングを「セルフモニタリング」といい、本市が行うモニタリングを「モニタリング」という。

(1) モニタリングの目的

本市は、本事業の実施状況について、事業者が定められた業務を確実にいき、要求水準等を達成していることを確認する。

(2) モニタリングの基本的考え方

本事業における要求水準等の達成の確認は、事業者がセルフモニタリングとして、提供されるサービスの内容と業務仕様との合致の確認など管理を行った上で、それを本市に報告する。そして、本市がその報告を基に、事業者が定められた業務を確実にいき、要求水準等を満足しているかを確認等することをモニタリングの基本的な構造とする。

本市は、事業者からセルフモニタリングの結果について報告や説明を受け、また自らもモニタリングの一環として現場の確認等を行うことがあるが、これらをもって事業者が負うべき業務に関する責任が本市に転嫁されるものではない。

2. モニタリングの方法

(1) 設計業務に係るモニタリング

事業者は、設計企業が作成する設計図書が、要求水準及び事業提案書等に合致していることを確認できる資料（要求水準確認報告書）を付して本市に提出する。

本市は、事業者が提出した設計図書が、事業提案書及び要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 建設・工事監理業務に係るモニタリング

本市は、(1)の設計業務に係るモニタリング実施後、工事開始前までに事業契約書で定められた本施設の工事の開始に必要な要件を充足しているか否かについて確認を行う。

さらに、本市は、事業者が行う監理打ち合わせに定期的に参加し、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、本施設が設計図書に従い建設されていることを現場視察・検査立会等により確認する。

(3) 随時のモニタリング

上記(1)(2)のモニタリングに加えて、本市は、必要と認めたときに随時モニタリングを実施できるものとする。

(4) 費用負担

モニタリングにかかる費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は事業者の負担とし、その他本市が行う作業等に必要な費用は本市の負担とする。事業者は本市が実施するモニタリングにかかる人的経費等については自らの負担により本市に協力するものとする。

事業者のセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

3. 要求水準等未達の場合の措置

(1) 改善計画書の策定、改善行為の実施及び改善状況の確認

本市は、モニタリングの結果、要求水準等未達と判断した場合には、事業者には業務改善及び復旧に関する勧告（以下「改善勧告」という。）を行う。その際、事業者に対し、改善勧告の理由を書面により示す。

(2) 改善計画書の策定、改善行為の実施及び改善状況の確認

改善勧告を受けた場合は、事業者は、迅速に改善計画を策定し、本市と協議した上で改善を行う。本市は、改善の状況について確認を行い、改善が見込まれない場合については、再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれない場合又は達成が不可能であると判断されたときには、事業者の帰責事由として事業契約を解除することがある。

(3) 改善費用の負担

事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合における改善に要した費用については、事業者が全て負担する。本市の責めに帰すべき事由による場合については、協議の上、事業者が生じた費用を本市が負担する。

不可抗力による場合については事業契約の規定に従うものとする。また、事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合において、サービス対価の支払が遅れた場合及び本事業に遅延が生じた場合に生じる一切の損失は事業者が負担することとする。